

保健センターだより♪

中央保健センター	TEL0897-52-1215	神押甲324-2	総合福祉センター内
東予保健センター	TEL0898-64-5333	周布606-1	東予総合福祉センター内
丹原保健センター	TEL0898-68-7300	丹原町池田1762-1	丹原総合支所北隣
小松保健センター	TEL0898-72-6363	小松町新屋敷乙48-1	小松地域福祉センター内

すべての希望者の方への 新型インフルエンザワクチン接種を開始しました

新型インフルエンザワクチンの接種は、重症化のリスクの高い優先接種対象者から順次実施してきましたが、2月1日から健康成人（基礎疾患のない19歳～64歳の方）への接種が開始され、すべての希望者の方が接種できるようになりました。

ワクチン接種の手続き

ワクチン接種を受けるには医療機関への事前予約が必要です。なお、すべての医療機関で接種ができるわけではありません。まずは、かかりつけ医に相談の上、お申し込みください。
※接種可能な医療機関については、市ホームページをご覧いただ
くか、各保健センターへお問い合わせください。

●接種回数

13歳未満：2回 13歳以上：1回

※基礎疾患のある方で、医師が必要と認める場合は
2回接種も可能です。

●接種費用

1回目：3,600円 2回目：2,550円

※2回目の接種を1回目と異なる医療機関で受ける
場合は、2回目も3,600円になります。

※接種費用の助成制度があります。（下記事参照）

助成対象の
範囲を拡大！

すべての生活保護世帯・市民税非課税世帯の方が 新型インフルエンザワクチン接種費用の助成対象となります

これまでの生活保護世帯・市民税非課税世帯の方に対する助成対象は、優先接種対象者に限られていきましたが、今回、健康成人へのワクチン接種が開始されたことに伴い、優先接種対象者以外の生活保護世帯・市民税非課税世帯の方につきましても、接種費用の助成（助成率100%）が受けられるようになりました。

助成を受けるには、右表に掲げる助成に必要な書類を事前に準備・記入して、接種時に医療機関窓口へ提出してください。

助成の対象者・必要な書類

助成対象者	助成に必要な書類	書類の取得場所
生活保護世帯	・被保護者証明書 ・助成金交付申請書 ・代理受領委任状	・市庁舎別館社会福祉課 ・各総合支所市民福祉課
世帯員の全員が 市民税非課税の 世帯	・市民税非課税証明書 ・助成金交付申請書 ・代理受領委任状	・市庁舎本館納税課 ・東予総合支所税務課 ・丹原・小松総合支所 総務課（税務係）

書類の不備等で助成の受付ができなかった場合、または愛媛県外の医療機関で接種する場合は、接種時に医療機関で接種費用を支払った後、接種費用の領収書、新型インフルエンザ予防接種済証、普通預金通帳、印鑑（スタンプ印は不可）を持って、各保健センター、市庁舎別館5階会議室、各総合支所市民福祉課のいずれかで申請をしてください。

後日、指定の口座に助成金を振り込みます。

接種後の助成申請はお早めに！ 一部の優先接種対象者に対する助成申請も受付中です

一部の優先接種対象者の方に対する新型インフルエンザワクチン接種費用の助成申請を受け付けています。接種後は速やかに申請してください。

助成を受けるには、接種時に医療機関で接種費用を支払った後、助成に必要な書類を持って、各保健センター、市庁舎別館5階会議室、各総合支所市民福祉課のいずれかで申請をしてください。

助成の対象者	助成率	助成に必要な書類
① 医療従事者、妊婦	100%	・接種費用の領収書
② 基礎疾患のある方	2分の1	・新型インフルエンザ予防接種済証
③ 1歳～小学校3年生		・普通預金通帳
④ 1歳未満の小児の保護者		・印鑑 (スタンプ印不可)
⑤ ①～③の対象者のうち、身体上の理由 で予防接種ができない方の保護者等	3分の1	